

# 資 料

(延滞金等の見直し[地方税])

平成24年11月14日 (水)

総 務 省

# 延滞金の概要

## 延滞金とは

地方税が本来の納期限経過後に納付又は納入された場合において、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じて、一定割合の金額を徴収するもの。

期限内納税者との負担の公平、期限内納税の促進の意義を持つもの。

## 延滞金の割合

### (1) 本則の割合（地方税法第56条等）

- ・ 納期限の翌日から1月間：年 7.3%
- ・ 1月経過後：年14.6%

### (2) 延滞金の割合の特例（地方税法附則第3条の2）

当分の間、最初の1月に係る年7.3%の割合については、各年の特例基準割合<sup>(※)</sup>が年7.3%の割合に満たない場合、その特例基準割合とする。

※ 特例基準割合：「年4% + 前年11月30日時点の公定歩合」（平成24年は、年4.3%）

### (3) 延滞金の軽減・免除（地方税法第15条の9、地方税法附則第3条の2）

- 災害・病気等による徴収の猶予等の場合・・・免除
- 事業の廃止等による徴収の猶予等の場合・・・2分の1(7.3%)

→当分の間、特例基準割合

## 還付加算金の概要

### 還付加算金とは

納付遅延に対して延滞金が課されることとの権衡を考慮し、還付金等に対しても一種の利子として付するもの。

### 還付加算金の割合

(1) 本則の割合（地方税法第17条の4）  
年 7.3%

(2) 還付加算金の割合の特例（地方税法附則第3条の2）  
当分の間、各年の特例基準割合(※)が年7.3%の割合に満たない場合の還付加算金の割合は特例基準割合とする。

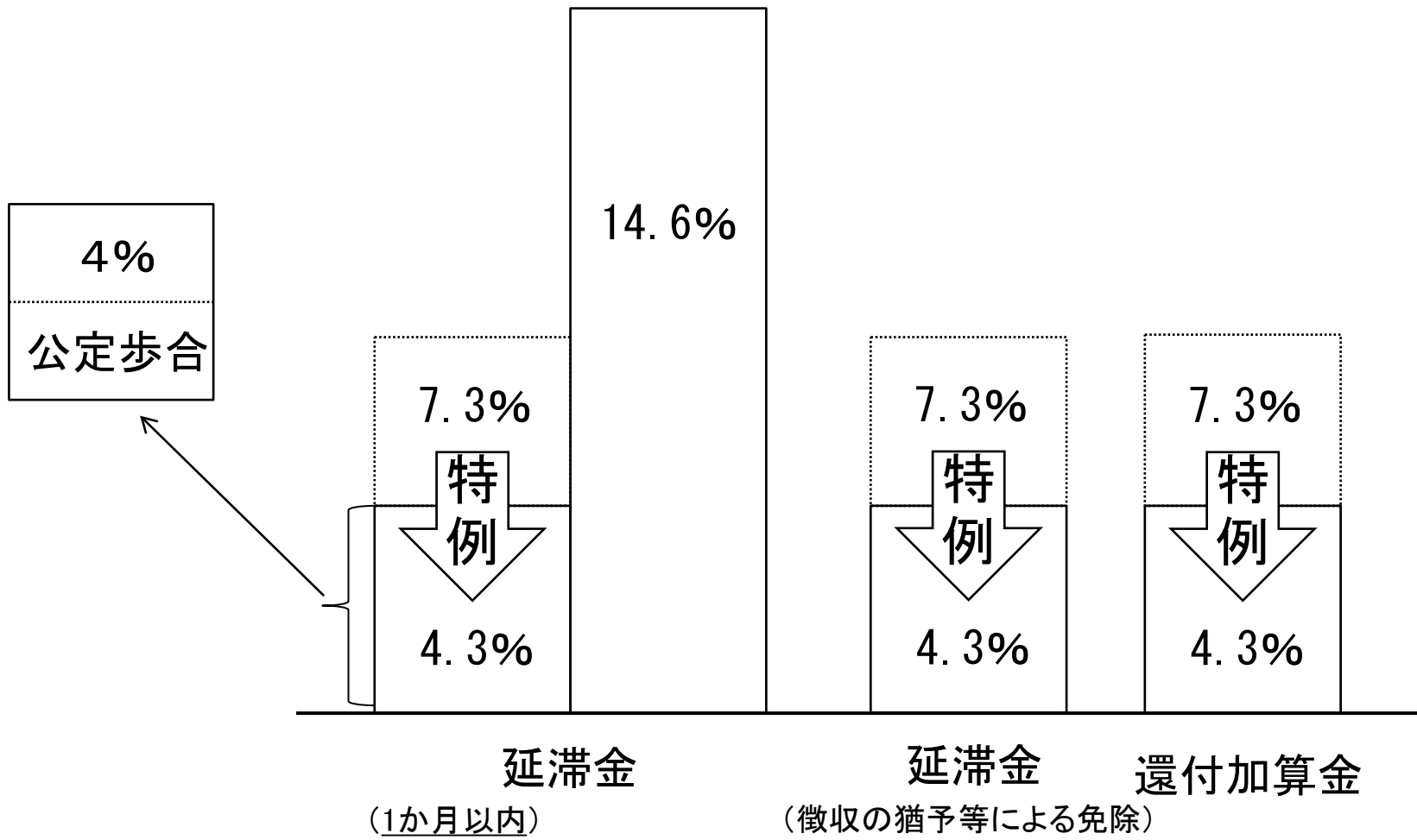
※ 特例基準割合：「年4% + 前年11月30日時点の公定歩合」（平成24年は、年4.3%）

## 延滞金及び還付加算金の率の推移

	延滞金	還付加算金
S25年度～	年14.6%	年14.6%
S30年度～	年10.95%	年10.95%
S38年度～	年14.6%(年7.3%)	年7.3%
H11年度～	年14.6%(特例基準割合)	特例基準割合

※括弧内の率は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間に適用される。昭和41年度以前は督促状発布の日から10日を経過した日の翌日から延滞金の率が上がることとされており、加算される率は2倍となる。

# 延滞金・還付加算金のイメージ(現行)



(注) 「特例」は、平成12年以降、「(前年の11月30日の)公定歩合 + 4%」(原則)となっている。

# 還付加算金に係る地方の意見

## (1) 全国知事会（平成25年度税財政等に関する提案（平成24年10月））

- 還付加算金の利率の見直し  
還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

## (2) 全国市長会（平成25年度都市税制改正に関する意見（平成24年8月））

- 還付加算金の見直し  
還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。  
特に法人住民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、早急に廃止を含めた見直しを図ること。

## (3) 全国町村会（平成25年度税制改正に関する意見（平成24年10月））

- 法人住民税の中間納付等に係る還付加算金の見直し  
還付加算金の利率については、市場金利から大きく乖離したものとなっているので、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直すこと。  
特に法人住民税の中間納付または予定納税の還付に係る加算金は、町村財政にとって大きな負担となっていることから、廃止を含めた見直しを行うこと。